

# 動物の適正飼養等推進に係る研究会設置要綱

## (設置の目的)

第1条 人口当たりの収容数が高い本県の傾向を踏まえ、飼い主の責務としての適正飼養を推進する施策や動物愛護センターを含む体制等について本県にふさわしいあり方を調査研究することを目的として、「動物の適正飼養等推進に係る研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

## (調査研究および検討事項)

第2条 研究会は、次の事項について調査研究および検討を行う。

- (1) 本県の施策・体制等の検証
- (2) 他県の施策・体制等の調査
- (3) 本県にふさわしい施策・体制等のあり方
  - ①動物の適正な飼養の推進：既存飼い主や飼養を希望する県民に対するアプローチ 等
  - ②動物愛護の推進：返還・譲渡の推進方策、ふれあい活動の効果、災害対策の充実 等
  - ③動物の癒しの力の活用（アニマルセラピー）
  - ④市町、関係事業者、関係団体・ボランティア等との協働
- (4) 本県にふさわしい動物愛護の拠点のあり方（動物愛護センターの整備について）

## (組織)

第3条 研究会は、委員12名以内で次に掲げる者により構成する。

- 一 学識経験者
  - 二 獣医師団体
  - 三 動物愛護団体
  - 四 関係行政団体
  - 五 その他知事が適当と認める者
- 2 研究会の座長は、委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

## (運営)

第5条 研究会は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 研究会の議長は、座長が行う。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 研究会の庶務は、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附則

### (施行日)

- 1 この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の研究会は、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課長が招集する。

## 動物の適正飼養等推進に係る研究会 委員名簿

(順不同。敬称略)

分野	氏名	役職
学識経験者	大森 慈子	仁愛大学人間学部心理学科教授
獣医師会	柴田 晴夫	(公社) 福井県獣医師会会長
動物病院	墨崎 雄一郎	たけふ動物医療センター院長 (公社) 福井県獣医師会開業部会長
学校教育	吉村 隆之	鯖江東小学校校長
販売等業者	大聖寺谷 敏	(一社) 全国ペット協会副会長 (学法) 国際ビジネス学院グループ理事長
愛護団体	坂川 逸海	(公社) 日本愛玩動物協会福井県支部長
家庭・地域	清水 武士	福井県民生委員児童委員協議会副会長
	田村 洋子	福井県連合婦人会長
市町	竹内 康真	福井市福祉保健部保健センター所長
	館 幸士郎	越前市市民生活部市民課長
	田辺 辰浩	敦賀市市民生活部環境・廃棄物対策課長